

第4章 林野火災対策

第1節 林野火災予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、県民生活・環境部、農林水産部、教育庁）、市町村、消防本部、林野関係団体・事業者等（森林組合連合会、森林組合等）、森林等の所有者、森林等の利用者

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、県、その他関係者は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る。

(2) 各主体の責務

ア 森林等の利用者（地域住民等、ハイカー、登山者）は、森林を利用する際は林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

イ 森林等の所有者は、森林内での火気を取扱に十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生危険性の軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならない。

ウ 県及び市町村は、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に取り組み、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。また、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう適切に対応する。

エ 市町村は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。

オ 消防機関は、林野火災を想定した出動計画の整備、消防水利の確保を図るとともに、火災発生のおそれがある気象時には、森林等の利用者に対する出火防止の広報や林野の巡視・監視等の警戒を強化する。

カ 県は、関係機関による被害情報収集の調整並びに消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火等の体制の整備を行うとともに、防災関係機関のヘリコプターによる広域応援の受入体制の整備を図る。

キ 県、市町村、消防機関は、林野火災に対する消火資機材の整備・充実を図るとともに、県内外の消防機関や警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等との協力体

制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

ク 県、市町村、消防機関、林野関係団体・事業者等は、協力して森林等の利用者の防火思想の普及に努める。

(3) 達成目標

林野火災発生防止と発生時の被害の極小化を図る。

2 地域住民等の役割

地域住民及び入山者等は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

3 林野関係団体・事業者の役割

- (1) 林野関係団体・事業者等は、作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気を取扱いに十分注意しなければならない。
- (2) 地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、森林所有者と協議のうえ、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならない。
- (3) 林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実を図る。
- (4) 消防機関等の求めに応じ、消防隊の進入路となる林道や作業道などの森林情報を提供する。
- (5) 県、市町村、消防機関が実施する防火思想の普及に協力する。

4 森林等の所有者の役割

森林等の所有者は、森林内での火気を取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生時の危険性を軽減にもつなげることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならない。

また、消防機関や林野関係団体・事業者に予防に必要な森林情報の提供に努める。

5 市町村の役割

(1) 火災予防体制の整備

（林野火災に強い森林環境の整備）

ア 市町村は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域（市町村）について、林野火災対策の推進のため、県と協議のうえ林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした市町村は、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。

イ 市町村は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植種の植栽等による防火林帯の整備や適正な維持管理に努める。

ウ 市町村は、火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、地域住民等を活用した監視体制の構築や、必要に応じて監視所等の設置に努める。

(森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施)

エ 市町村は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることを広報するとともに、野焼きを発見した場合には指導を行う。

オ 市町村長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて、消防機関、隣接市町村、その他関係機関と協力して指導を行う。

カ 市町村は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

(大火危険気象等に対する警戒)

キ 市町村長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、実施した措置を県に通報する。

(2) 防火思想の普及

市町村は、消防機関とともに林野内に立ち入る機会の多い地域住民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

6 消防機関の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

消防機関は、森林内及び周辺に所在する作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

イ 大火危険気象等に対する警戒

消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

ウ 火災警報発令時の警戒

消防機関は、市町村長の火災に関する警報の発令を受け、必要により火災警報信号の発令を行い、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

(2) 消防体制等の整備・充実

ア 出動計画の策定

消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市町村地域防災計画及び市町村消防計画に定める。また、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等により、効果的な消火活動体制を整備する。

イ 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、林野内への送水や放水を可能とする資器材の充実強化の他、防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

ウ 迅速な初期消火に向けた対応

消防本部等は、消防団と連携した実践的かつ効果的な訓練や火災対応能力向上に必要な資機材等の充実等を図る。

7 県の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 林野火災に強い森林環境の整備

県は、適正に管理された森林は林野火災発生危険性軽減にもつながることから、森林所有者等が行う適正な保育管理の支援に努め、必要に応じ森林の保全を行う。

イ ダム・ため池等の情報整備

県は、有効な消防活動に資するよう、県が林地内に整備したダムやため池等の情報を整備する。

ウ 林道等の整備

県は、森林内の道路等は火災時に防火線や消火活動の進入路にもなることから、林道や作業道等の開設の支援に努める。

エ 廃棄物の野焼き対策の徹底

県は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることについて、市町村と連携を図り、その広報を行うなどの対策に努める。

オ 大火危険気象等に対する警戒

県は市町村から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

カ 国有林での火災発生に備え、関東森林管理局等と連絡体制を整備する。

(2) 消防体制等の整備充実

ア 県は、市町村、消防機関とともに、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

イ 県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等の協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平時から情報交換等に努める。

ウ 県は、林野火災発生時の消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火活動のため、消火資機材等の整備、消防機関との共同訓練、運用方法の研究等体制の整備を行う。

エ 県は、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの円滑な受援が得られるよう、それぞれの保有資機材等の情報収集、連絡調整方法、提供消

火資機材の整備等受入体制の整備を図る。

また、合同訓練を実施し、ヘリコプター部隊相互の連絡調整及び地上消火部隊との連携の強化を図る。

新潟県の空中消火用資機材等の保有状況

項目	品名等	数量	備考
資機材	空中消火用バケット (7,570 ㍴) ※1	1基 (注)	
	〃 (1,000 ㍴) ※2	1基	
薬 剤	化学消火剤「マップ」(1袋 30kg)	85袋	
	消火液染剤 (1缶 10kg)	3缶	

保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地（群馬県北群馬郡榛東村）

※2は、新潟県消防防災航空隊基地（新潟空港内）

それ以外は、新潟県消防学校（新潟市西区曾和100番地1）

注：当県所有の「空中消火用バケット (7,570 ㍴)」は1基であるが、「群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県及び静岡県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定(平成30年10月15日)」により、林野火災発生時は最大で8基使用することが可能。

(3) 防火思想の普及

ア 県は、市町村、消防機関及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、SNS等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。

イ 県は、市町村、消防機関とともに、県・市町村教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護等の情操教育を通じた防火意識の醸成を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図る。

ウ 県は、市町村、消防機関、林野関係団体・事業者等と協力して、山火事防止対策のための連絡会議等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処についての基本的事項を確認し、地域住民等に対してその周知徹底を図る。

(4) 林野火災防災訓練の実施

県は、市町村、消防機関、林野関係団体・事業者等、その他の防災関係機関と協力の下、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るため、毎年1回以上訓練を実施するよう努めるものとする。

また、林野火災は県境においても多く発生していることを考慮し、隣接県の関係機関との共同訓練について検討するものとする。

8 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 火災気象情報の収集に関する事項
- ・ 防災思想の普及、徹底に関する事項
- ・ 出火防止対策に関する事項
- ・ 初期消火体制に関する事項
- ・ 火災拡大防止体制に関する事項

第2節 林野火災応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、自衛隊、消防庁、林野関係団体・事業者等（森林組合連合会、森林組合等）、森林等の所有者、森林等の利用者

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、森林等の所有者、消防機関、市町村、県その他関係機関等が協力し消火・救助活動に当たるものとする。

(2) 各主体の役割

ア 出火発見者

林野火災を発見した者は、身の安全の確保をした後、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

イ 森林等の所有者

森林等の所有者は、火災を発見した場合、身の安全を確保し、直ちに消防機関に通報し、消防機関の求めにより、消火活動に必要な森林情報を提供する。また、必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講じるよう努める。

ウ 林野関係団体・事業者等

火災を発見した場合、直ちに消防機関に通報し、作業員等の安全確保を図るとともに、消防機関が行う延焼防止のための森林伐開等の消防活動に協力を求められた場合は、可能な範囲で協力する。また消防活動に必要な林道や作業道等の情報を消防機関の求めに応じて提供する。

エ 消防団

消防団は、消防長又は消防署長の統括的な統制の下に消火活動、飛び火等による延焼警戒及び地域住民等の避難誘導を行う。

オ 消防本部

- 消防本部は、火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。特に、地理条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。
- 消防本部は、消防団等と連携し適切な消火活動等行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

カ 市町村

- 市町村は、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。
- 市町村長は、消防力だけでは当該林野火災への対応が難しい場合は、知事に對し自衛隊の派遣要請を依頼する。

キ 県警察

- 警察本部は、必要に応じ警察ヘリコプターにより情報収集等を行う。
- 警察署等は、消防車両の通行確保のため交通規制を行うとともに、緊急通行車

両以外の車両の通行禁止又は制限をする。また、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

ク 県

- ・ 県は、消防機関に対し消防用水の確保に必要なダムやため池に関する情報を提供する。
- ・ 県は、国有林内での火災発生、類焼の可能性がある場合は、関東森林管理局等から消火活動に必要な情報を入手するとともに、消防機関が必要に応じ防火帯等設置する場合、関東森林管理局等に協力を依頼する。

2 情報の流れ

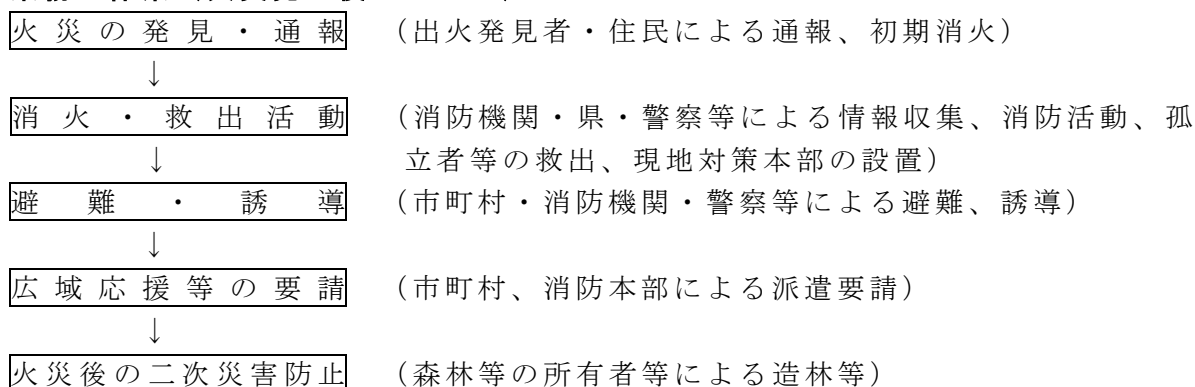
(1) 災害発生現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
出火発見者、住民	消防本部、消防団	出火・延焼の通報
消防本部、消防団	市町村、警察署	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請
市町村、消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部 県、警察本部	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、緊急消防援助隊要請、自衛隊要請

(2) 災害発生現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
消防庁、自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動、自衛隊出動
県、警察本部	市町村、消防本部	緊急消防援助隊応援出動、自衛隊出動、ヘリコプター偵察情報
被災地外消防本部又は地域代表消防本部	市町村、消防本部、県	県内広域消防応援部隊出動
市町村、消防本部、消防団、警察署	住民	出火、延焼等被害情報、消火活動・避難情報

3 業務の体系（火災発生後のフロー）



4 業務の内容

(1) 出火の発見、通報等

実施主体	対 策	協力依頼先
出火発見者	林野火災を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。	消防本部 消防団

(2) 消火、救出活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部、消防団	<p>ア 通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、関係機関に必要な対応措置を要請する。</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。急激な延焼拡大や火災の長期化に対応できるよう、必要に応じて、他の消防機関や県、自衛隊に情報共有する。なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</p> <p>ウ 林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いので、予め作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者へ消火用水の運搬について協力を依頼する。</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。なお、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p>	<p>県 県警察 市町村</p> <p>林野関係機関</p> <p>建設事業者等</p>

	オ 火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長等を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮に当たる。	
森林等の所有者、林野関係団体・事業者等	消防機関に対し消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供を行う等消火活動に協力する。	
県、県警察	<p>県、警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。</p> <p>県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火、空中からの熱源探査等を実施する。</p> <p>警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。</p>	

(3) 避難誘導活動

実施主体	対 策	協力依頼先
林野関係団体・事業者等	森林内の作業員の安全確保を図る。	
市町村、消防機関、警察署	<p>林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林等の利用者及び作業員に速やかに退去するよう呼びかける。</p> <p>道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。</p>	
市町村	市町村長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。また、避難行動要支援者の避難支援が適切に行えるよう十分配慮する。	
県、警察本部	必要に応じヘリコプターによる空からの避難の呼びかけを行う。	

(4) 広域応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	消防本部は、自らの消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく	隣接消防本部等 県

	他消防本部への応援要請を行う。また、必要に応じ、県に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。(風水害対策編第3章第16節「消火活動計画」4(3)広域応援の要請による。) また、空中消火等のため、広域航空消防応援が必要となったときは、県に要請を行う。	
市町村	市町村長は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼し、必要な消火体制を確保する。(この項、風水害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」による。)	県
県	ア 県は、県内の消防力での対応できないと判断した場合は、総務省消防庁に緊急消防援助隊の出動要請を行う。(この項、風水害対策編第3章第16節「消火活動計画」4(3)広域応援の要請による。) イ 県は、自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合は、派遣を要請する。(この項、風水害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」による。) ウ 県は市町村から要請があり、かつ必要と認められる場合は、総務省消防庁へ広域航空消防応援の要請を行う。	

(5) 火災後の二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
森林等の所有者	早期の自然復旧が見込めない場合には、焼失した森林等から降雨等による土砂流出等の二次災害が起こらないよう、造林等の措置を講ずるよう努める。	
国、県、市町村	互いに協力し、専門技術者を活用して、降雨等による二次災害の危険箇所の調査を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとる等必要な措置に努める。	

(6) 惨事ストレス対策

- ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 関係機関との連絡体制に関する事項
- ・ 住民への広報に関する事項
- ・ 現地指揮本部等の設置に関する事項